



石川労働局発表
平成27年11月27日(金)

【照会先】

石川労働局職業安定部職業対策課
課長 大橋 順正
課長 補佐 松田 淳太郎
地方障害者雇用担当官 杉野 好章
電話 076(265)4428

報道関係者 各位

石川県内の一般民間企業の実雇用率は1.86%

(平成27年6月1日現在の障害者雇用状況の集計結果について)

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.0%)以上の身体障害者又は知的障害者(以下「障害者」という。)を雇用することを義務付けており、同法に基づき、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について報告を求めている。

石川労働局では、今般、平成27年6月1日現在における同報告を集計し、その結果を取りまとめた。

【集計結果の主なポイント】

【一般の民間企業(50人以上規模)】

- 調査対象は932企業(前年と比べて5企業(0.5%)増加)
- 雇用されている障害者数は3,039.5人(前年と比べて134.0人(4.6%)増加)
- 実雇用率は1.86%(前年と比べて0.04ポイント上昇)
- 法定雇用率達成企業の割合は54.3%(前年と比べて2.5ポイント上昇)

【公的機関】

- 調査対象は37機関(前年は36機関)
- 達成機関の割合は97.3%(前年と比べて0.1ポイント上昇)

【独立行政法人】

- 調査対象は2機関(前年と同じ)
- 達成機関の割合は50%(前年は100%)

石川労働局では、今回の集計結果を踏まえ、民間企業に対する法定雇用率達成に向けた指導の一層の強化を図り、未達成企業における取組状況に応じた雇用率達成指導を厳正に行うこととしている。

1 一般の民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

2.0%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（常用労働者数 50 人以上規模の企業）において雇用されている障害者の数は 3,039.5 人で、前年より 4.6%（134.0 人）増加した。このうち身体障害者は 2,256.5 人、知的障害者は 479.5 人、精神障害者は 303.5 人であった。

実雇用率は 1.86%（前年は 1.82%）、法定雇用率達成企業の割合は 54.3%（前年は 51.8%）であった。 [第 1 表・第 2 表、第 9 表-第 1 図]

○ 企業規模別状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、100～300 人未満企業規模以外は前年より増加した。

実雇用率は、100～300 人未満企業規模、300～500 人企業規模以外の企業規模で前年より上昇した。

法定雇用率達成企業割合は、すべての企業規模で前年より上昇した。

[第 3 表・第 4 表、第 9 表-第 2 図]

○ 産業別状況

産業別では、雇用されている障害者の数は、「生活関連サービス・娯楽業」、「複合サービス業」、「その他」では前年より減少、これら以外の産業では前年より増加した。

一般の民間企業全体の実雇用率(1.86%)と比較すると、「製造業（1.87%）」、「運輸業・郵便業（2.14%）」、「医療福祉業(2.68%)」では上回り、「生活関連サービス・娯楽業（1.86%）」は同率、これら以外の産業では下回った。

[第 5 表～第 8 表、第 9 表-第 3 図]

2 地方公共団体等における在職状況

2.3%の法定雇用率が適用される地方公共団体等の機関（34 機関）に在職している障害者の数は 370.0 人で、前年より 1.79%（6.5 人）増加しており、実雇用率は 2.43% で前年より 0.04 ポイント上昇した。 [第 10 表・第 11 表]

2.2%の法定雇用率が適用される教育委員会（3 機関）に在職している障害者の数は 157.5 人で、前年より 0.6%（1.0 人）減少しており、実雇用率は 2.22% で、前年と同じだった。 [第 12 表・第 13 表]

なお、平成 17 年の法改正に係る国会審議における附帯決議を踏まえ、県内の個別の機関ごとの在職状況について発表することとした。 [第 14 表・第 15 表]

3 地方独立行政法人における雇用状況

地方独立行政法人(法定雇用率 2.3%)の機関（2 機関）に雇用されている障害者の数は 4.0 人で前年より 2.0 人減少した。実雇用率は 1.88% と、前年に比べ 0.98 ポイント減少した。 [第 16 表]

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | { | 一般の民間企業 …………… 2. 0% |
| | | (50人以上規模の企業) |
| | { | 特殊法人等 …………… 2. 3% |
| | | 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2. 3% |
| | | (43.5人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2. 2% |
| | | (45.5人以上規模の機関) |

(カッコ内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

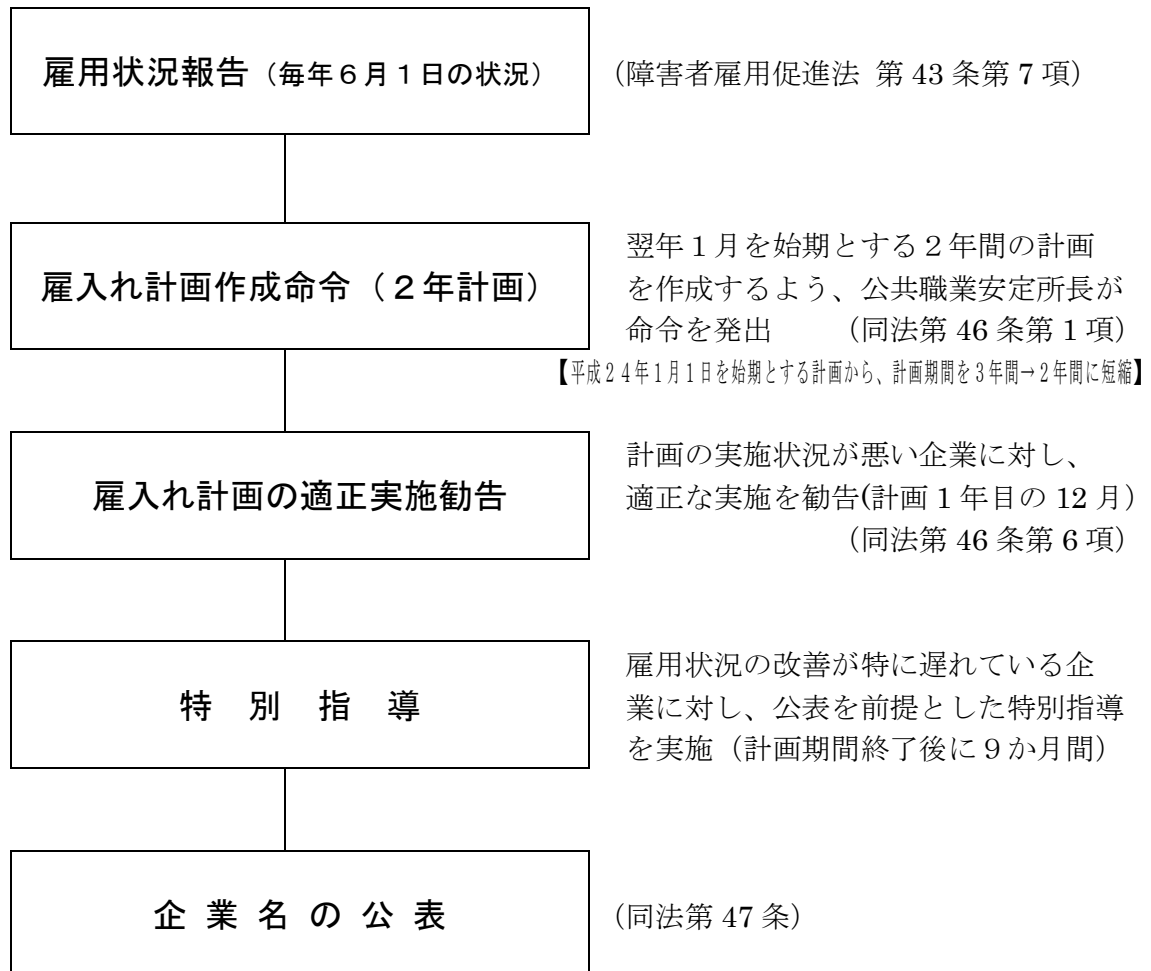
※特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況【第1表】

(人、%)

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合	全国	
			A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成企業の 割合
26年度	927	159,316.0	704	1,171	106	441	2,905.5	1.82	51.8	1.82	44.7
27年度	932	163,118.0	704	1,262	102	535	3,039.5	1.86	54.3	1.88	47.2

② 障害種別雇用状況【第2表】

(人、%)

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
26年度	2,905.5	644	797	82	126	2,230.0	60	235	24	106	432.0	139	209	243.5
27年度	3,039.5	647	811	75	153	2,256.5	57	269	27	139	479.5	182	243	303.5

[1(1)①表【第1表】の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(以下、「基礎労働者数」という。)」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、23年調査から、短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者が実雇用率に算定されることになった。
- 3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

[1(1)②表【第2表】の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況【第3表】

(人、%)

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②× 100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合	全国	
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成企業の 割合
規模計	H26	927	159,316.0	704	1,171	106	441	2,905.5	1.82	51.8	1.82	44.7
	H27	932	163,118.0	704	1,262	102	535	3,039.5	1.86	54.3	1.88	47.1
50～100人未満	H26	455	31,636.0	126	194	39	163	566.5	1.79	49.2	1.46	44.1
	H27	449	31,275.5	127	217	30	202	602.0	1.92	51.2	1.49	44.7
100～300人未満	H26	354	55,324.5	223	419	37	83	943.5	1.71	54.8	1.58	45.9
	H27	359	55,555.0	216	421	35	97	936.5	1.69	56.8	1.68	50.2
300～500人未満	H26	63	22,204.0	106	175	16	93	449.5	2.02	50.8	1.76	42.5
	H27	66	22,987.0	105	185	18	86	456.0	1.98	51.5	1.79	44.0
500～1000人未満	H26	38	23,977.0	113	214	5	29	459.5	1.92	60.5	1.83	41.7
	H27	39	23,803.0	114	221	7	46	479.0	2.01	71.8	1.89	44.6
1,000人以上	H26	17	26,174.5	136	169	9	73	486.5	1.86	41.2	2.05	49.5
	H27	19	29,497.5	142	218	12	104	566.0	1.92	52.6	2.09	55.0

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第4表】

(人、%)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
			短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
規模計	H26	2,905.5	644	797	82	126	2,230.0	60	235	24	106	432.0	139	209	243.5
	H27	3,039.5	647	811	75	153	2,256.5	57	269	27	139	479.5	182	243	303.5
50～100人未満	H26	566.5	107	120	19	31	368.5	19	56	20	23	125.5	18	109	72.5
	H27	602.0	108	137	10	56	391.0	19	59	20	33	133.5	21	113	77.5
100～300人未満	H26	943.5	206	280	36	40	748.0	17	77	1	17	120.5	62	26	75.0
	H27	936.5	201	266	31	48	723.0	15	84	4	18	127.0	71	31	86.5
300～500人未満	H26	449.5	100	125	13	28	352.0	6	30	3	36	63.0	20	29	34.5
	H27	456.0	98	130	15	16	349.0	7	23	3	43	61.5	32	27	45.5
500～1000人未満	H26	459.5	109	139	5	6	365.0	4	51	0	13	65.5	24	10	29.0
	H27	479.0	107	118	7	14	346.0	7	71	0	17	93.5	32	15	39.5
1,000人以上	H26	486.5	122	133	9	21	396.5	14	21	0	17	57.5	15	35	32.5
	H27	566.0	133	160	12	19	447.5	9	32	0	28	64.0	26	57	54.5

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況【第5表】

(人、%)

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②× 100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)		
産業計	H26	927	159,316.0	704	1,171	106	441	2,905.5	1.82	51.8
	H27	932	163,118.0	704	1,262	102	535	3,039.5	1.86	54.3
建設業 06～08	H26	34	4,778.0	14	15	1	0	44.0	0.92	32.4
	H27	33	4,781.5	16	22	0	1	54.5	1.14	33.3
製造業 09～32	H26	273	52,516.5	281	416	15	16	1,001.0	1.91	60.1
	H27	280	53,764.5	271	437	11	26	1,003.0	1.87	58.6
情報通信業 37～41	H26	35	6,617.0	29	42	0	4	102.0	1.54	48.6
	H27	34	7,003.0	36	52	1	3	126.5	1.81	55.9
運輸業・郵便業 42～49	H26	54	8,503.0	35	94	3	15	174.5	2.05	57.4
	H27	55	8,502.0	37	95	4	18	182.0	2.14	61.8
卸売・小売業 50～61	H26	160	27,328.5	83	147	16	109	383.5	1.40	40.0
	H27	149	27,660.5	86	147	17	126	399.0	1.44	40.9
金融・不動産業 62～70	H26	24	6,381.5	30	32	3	7	98.5	1.54	37.5
	H27	23	6,123.0	32	34	3	7	104.5	1.71	52.2
宿泊業・専門・ 技術・飲料サービス 71～77	H26	48	6,779.0	23	56	5	21	117.5	1.73	60.4
	H27	51	7,287.0	21	64	4	25	122.5	1.68	60.8
生活関連サービス・ 娯楽業 78～80	H26	23	2,819.0	13	29	1	7	59.5	2.11	69.6
	H27	26	2,953.0	11	26	5	4	55.0	1.86	57.7
教育・学習支援業 81・82	H26	12	3,413.0	13	24	1	1	51.5	1.51	33.3
	H27	14	3,614.0	14	25	2	8	59.0	1.63	50.0
医療福祉業 83～85	H26	155	22,916.5	116	191	45	227	581.5	2.54	54.8
	H27	152	23,302.0	114	219	38	278	624.0	2.68	62.5
複合サービス業 86・87	H26	18	3,858.0	16	25	3	8	64.0	1.66	44.4
	H27	17	3,795.5	13	21	4	7	54.5	1.44	41.2
サービス業 88～96	H26	85	12,971.5	50	94	13	26	220.0	1.70	45.9
	H27	91	13,850.5	53	115	13	32	250.0	1.80	51.6
その他 01～05 33～36	H26	6	434.5	1	6	0	0	8.0	1.84	50.0
	H27	7	481.5	0	5	0	0	5.0	1.04	42.9

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第6表】

(人、%)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
			短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
産業計	H26	2,905.5	644	797	82	126	2,230.0	60	235	24	106	432.0	139	209	243.5
	H27	3,039.5	647	811	75	153	2,256.5	57	269	27	139	479.5	182	243	303.5
建設業 06~08	H26	44.0	12	13	0	0	37.0	2	0	1	0	5.0	2	0	2.0
	H27	54.5	13	18	0	0	44.0	3	0	0	0	6.0	4	1	4.5
製造業 09~32	H26	1,001.0	263	277	15	7	821.5	18	99	0	4	137.0	40	5	42.5
	H27	1,003.0	254	273	9	15	797.5	17	111	2	3	148.5	53	8	57.0
情報通信業 37~41	H26	102.0	29	32	0	3	91.5	0	1	0	0	1.0	9	1	9.5
	H27	126.5	36	35	1	2	109.0	0	2	0	0	2.0	15	1	15.5
運輸業・郵便業 42~49	H26	174.5	25	66	3	6	122.0	10	16	0	1	36.5	12	8	16.0
	H27	182.0	27	64	4	8	126.0	10	17	0	4	39.0	14	6	17.0
卸売・小売業 50~61	H26	383.5	79	114	15	31	302.5	4	20	1	39	48.5	13	39	32.5
	H27	399.0	81	111	17	23	301.5	5	18	0	38	47.0	18	65	50.5
金融・不動産業 62~70	H26	98.5	30	32	3	7	98.5	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0
	H27	104.5	32	32	3	7	102.5	0	0	0	0	0.0	2	0	2.0
宿泊業・専門・ 技術・飲料サービス 71~77	H26	117.5	20	32	4	6	79.0	3	17	1	12	30.0	7	3	8.5
	H27	122.5	19	35	3	9	80.5	2	19	1	11	29.5	10	5	12.5
生活関連サービス・ 娯楽業 78~80	H26	59.5	12	14	1	5	41.5	1	8	0	1	10.5	7	1	7.5
	H27	55.0	10	15	4	3	40.5	1	8	1	0	11.0	3	1	3.5
教育・学習支援業 81~82	H26	51.5	13	23	1	1	50.5	0	0	0	0	0.0	1	0	1.0
	H27	59.0	14	25	2	5	57.5	0	0	0	0	0.0	0	3	1.5
医療福祉業 83~85	H26	581.5	104	107	28	38	362.0	12	46	17	42	108.0	38	147	111.5
	H27	624.0	103	119	20	57	373.5	11	58	18	73	134.5	42	148	116.0
複合サービス業 86~87	H26	64.0	15	18	2	4	52.0	1	4	1	2	8.0	3	2	4.0
	H27	54.5	13	16	3	2	46.0	0	2	1	4	5.0	3	1	3.5
サービス業 88~96	H26	220.0	42	64	10	18	167.0	8	23	3	5	44.5	7	3	8.5
	H27	250.0	45	65	9	22	175.0	8	32	4	6	55.0	18	4	20.0
その他 01~05 33~36	H26	8.0	0	5	0	0	5.0	1	1	0	0	3.0	0	0	0.0
	H27	5.0	0	3	0	0	3.0	0	2	0	0	2.0	0	0	0.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

③ 製造業における雇用状況(概況)【第7表】

(人、%)

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②× 100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)		
製造業計	H26	273	52,516.5	281	416	15	16	1,001.0	1.91	60.1
	H27	280	53,764.5	271	437	11	26	1,003.0	1.87	58.6
食料品・たばこ 09・10	H26	35	5,103.0	15	66	8	6	107.0	2.10	71.4
	H27	39	5,439.0	19	63	3	11	109.5	2.01	61.5
繊維 11	H26	36	4,348.0	21	36	1	2	80.0	1.84	66.7
	H27	35	4,351.5	22	34	1	2	80.0	1.84	62.9
木材・家具 12・13	H26	4	2,252.5	9	20	0	0	38.0	1.69	50.0
	H27	6	2,508.0	10	20	0	0	40.0	1.59	33.3
パルプ・紙・印刷 14・15	H26	23	2,896.5	16	16	0	0	48.0	1.66	39.1
	H27	20	2,761.5	12	17	0	4	43.0	1.56	40.0
化学工業 16～18	H26	15	2,410.5	11	18	0	1	40.5	1.68	60.0
	H27	16	2,453.0	8	19	0	0	35.0	1.43	43.8
鉄鋼 22	H26	7	627.0	1	6	0	0	8.0	1.28	42.9
	H27	7	660.5	1	7	0	1	9.5	1.44	57.1
非鉄金属 23	H26	3	404.5	2	2	0	0	6.0	1.48	33.3
	H27	5	678.0	2	5	0	0	9.0	1.33	40.0
金属製品 24	H26	26	3,012.0	15	25	0	1	55.5	1.84	65.4
	H27	25	2,992.5	16	22	2	2	57.0	1.90	72.0
電気機械器具 29	H26	30	11,945.5	85	64	1	3	236.5	1.98	63.3
	H27	30	12,024.0	85	77	1	2	249.0	2.07	70.0
その他機械 25～27・30・31	H26	74	14,734.0	79	116	3	3	278.5	1.89	58.1
	H27	74	14,702.0	72	126	2	4	274.0	1.86	58.1
その他 19～21・28・32	H26	20	4,783.0	27	47	2	0	103.0	2.15	60.0
	H27	23	5,194.5	24	47	2	0	97.0	1.87	56.5

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)【第8表】

(人、%)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
			短時間以外		短時間		e. 計 <small>a×2+b+c+d×0.5</small>	短時間以外		短時間		e. 計 <small>a×2+b+c+d×0.5</small>	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 <small>b+d×0.5</small>
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
製造業計	H26	1,001.0	263	277	15	7	821.5	18	99	0	4	137.0	40	5	42.5
	H27	1,003.0	254	273	9	15	797.5	17	111	2	3	148.5	53	8	57.0
食料品・たばこ 09・10	H26	107.0	9	27	8	1	53.5	6	36	0	2	49.0	3	3	4.5
	H27	109.5	10	25	2	7	50.5	9	35	1	1	54.5	3	3	4.5
繊維 11	H26	80.0	21	24	1	1	67.5	0	9	0	1	9.5	3	0	3.0
	H27	80.0	22	26	1	1	71.5	0	6	0	0	6.0	2	1	2.5
木材・家具 12・13	H26	38.0	8	17	0	0	33.0	1	2	0	0	4.0	1	0	1.0
	H27	40.0	9	17	0	0	35.0	1	2	0	0	4.0	1	0	1.0
パルプ・紙・印刷 14・15	H26	48.0	16	11	0	0	43.0	0	4	0	0	4.0	1	0	1.0
	H27	43.0	12	11	0	1	35.5	0	5	0	1	5.5	1	2	2.0
化学工業 16～18	H26	40.5	10	14	0	0	34.0	1	1	0	0	3.0	3	1	3.5
	H27	35.0	7	13	0	0	27.0	1	0	0	0	2.0	6	0	6.0
鉄鋼 22	H26	8.0	0	5	0	0	5.0	1	1	0	0	3.0	0	0	0.0
	H27	9.5	0	6	0	0	6.0	1	1	0	0	3.0	0	1	0.5
非鉄金属 23	H26	6.0	2	1	0	0	5.0	0	0	0	0	0.0	1	0	1.0
	H27	9.0	2	2	0	0	6.0	0	2	0	0	2.0	1	0	1.0
金属製品 24	H26	55.5	15	19	0	1	49.5	0	3	0	0	3.0	3	0	3.0
	H27	57.0	15	16	1	2	48.0	1	3	1	0	6.0	3	0	3.0
電気機械器具 29	H26	236.5	83	39	1	1	206.5	2	15	0	1	19.5	10	1	10.5
	H27	249.0	83	40	1	1	207.5	2	21	0	0	25.0	16	1	16.5
その他機械 25～27・30・31	H26	278.5	73	84	3	3	234.5	6	21	0	0	33.0	11	0	11.0
	H27	274.0	71	83	2	3	228.5	1	28	0	1	30.5	15	0	15.0
その他 19～21・28・32	H26	103.0	26	36	2	0	90.0	1	7	0	0	9.0	4	0	4.0
	H27	97.0	23	34	2	0	82.0	1	8	0	0	10.0	5	0	5.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(4)一般の民間企業における障害者雇用状況の推移
①一般の民間企業の推移[第9表]

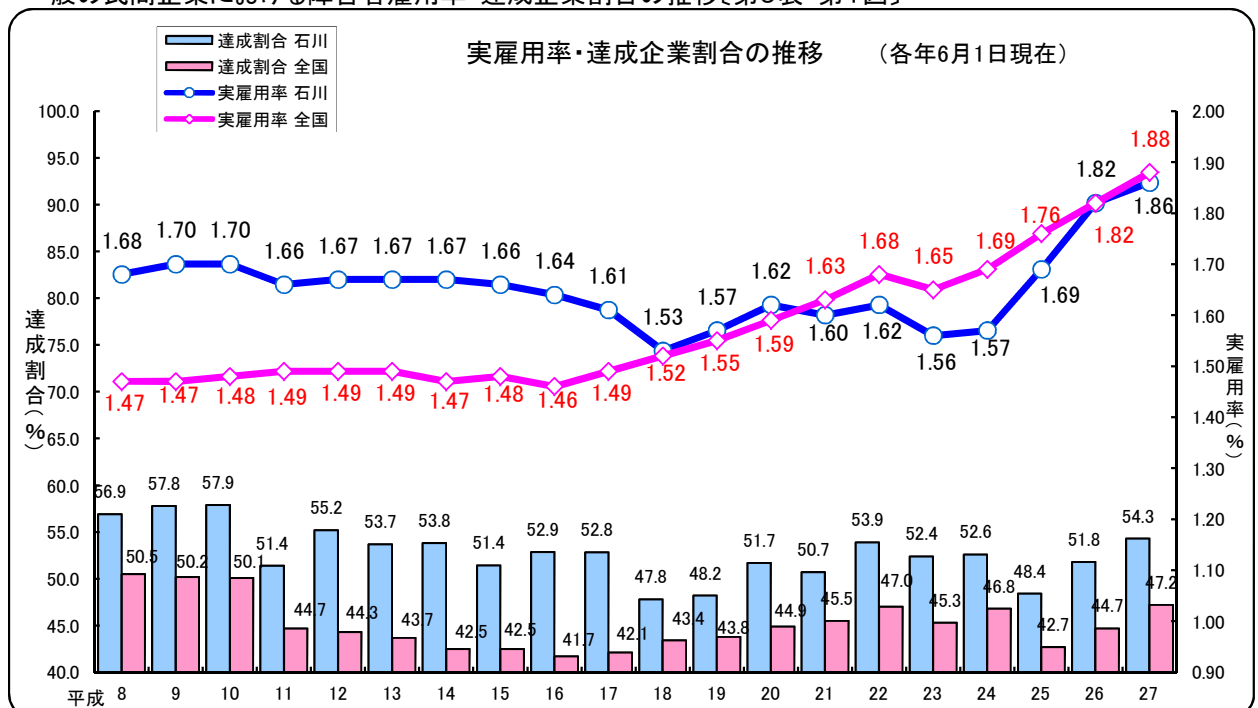
(人)

年	雇用障害者数			
	石川		全国	
	前年比増減(人)		前年比増減(人)	
8	2,002.0	36.0	247,982.0	905.0
9	2,019.0	17.0	250,030.0	2,048.0
10	2,024.0	5.0	251,443.0	1,413.0
11	2,005.0	△ 19.0	254,562.0	3,119.0
12	1,968.0	△ 37.0	252,836.0	△ 1,726.0
13	2,022.0	54.0	252,870.0	34.0
14	1,985.0	△ 37.0	246,284.0	△ 6,586.0
15	1,982.0	△ 3.0	247,093.0	809.0
16	2,091.0	109.0	257,939.0	10,846.0
17	2,103.0	12.0	269,066.0	11,127.0
18	2,128.5	37.5	283,750.5	14,684.5
19	2,149.5	21.0	302,716.0	18,965.5
20	2,281.5	132.0	325,603.0	22,887.0
21	2,258.0	△ 23.5	332,811.5	7,208.5
22	2,230.5	△ 27.5	342,973.5	10,162.0
23	2,291.5	61.0	366,199.0	23,225.5
24	2,330.5	39.0	382,363.5	16,164.5
25	2,641.5	311.0	408,947.5	26,584.0
26	2,905.5	264.0	431,225.5	22,278.0
27	3,039.5	134.0	453,133.5	21,908.0

年	石川						全国		
	報告対象企業		雇用量達成企業の割合		実雇用率		実雇用率		
	達成	未達成	前年比増減	前年比増減	前年比増減	前年比増減	前年比増減		
8	659	375	284	56.9	△ 0.5	1.68	0.01	1.47	0.02
9	661	382	279	57.8	0.9	1.70	0.02	1.47	0.00
10	648	375	273	57.9	0.1	1.70	0.00	1.48	0.01
11	710	365	345	51.4	△ 6.5	1.66	△ 0.04	1.49	0.01
12	692	382	310	55.2	3.8	1.67	0.01	1.49	0.00
13	709	381	328	53.7	△ 1.5	1.67	0.00	1.49	0.00
14	693	373	320	53.8	0.1	1.67	0.00	1.47	△ 0.02
15	698	359	339	51.4	△ 2.4	1.66	△ 0.01	1.48	0.01
16	719	380	339	52.9	1.5	1.64	△ 0.02	1.46	△ 0.02
17	723	382	341	52.8	△ 0.1	1.61	△ 0.03	1.49	0.03
18	776	371	405	47.8	△ 5.0	1.53	△ 0.08	1.52	0.03
19	768	370	398	48.2	0.4	1.57	0.04	1.55	0.03
20	789	408	381	51.7	3.5	1.62	0.05	1.59	0.04
21	783	397	386	50.7	△ 1.0	1.60	△ 0.02	1.63	0.04
22	772	416	356	53.9	3.2	1.62	0.02	1.68	0.05
23	796	417	379	52.4	△ 1.5	1.56	△ 0.06	1.65	△ 0.03
24	812	427	385	52.6	0.2	1.57	0.01	1.69	0.04
25	912	441	471	48.4	△ 4.2	1.69	0.12	1.76	0.07
26	927	480	447	51.8	3.4	1.82	0.13	1.82	0.06
27	932	506	426	54.3	2.5	1.86	0.04	1.88	0.06

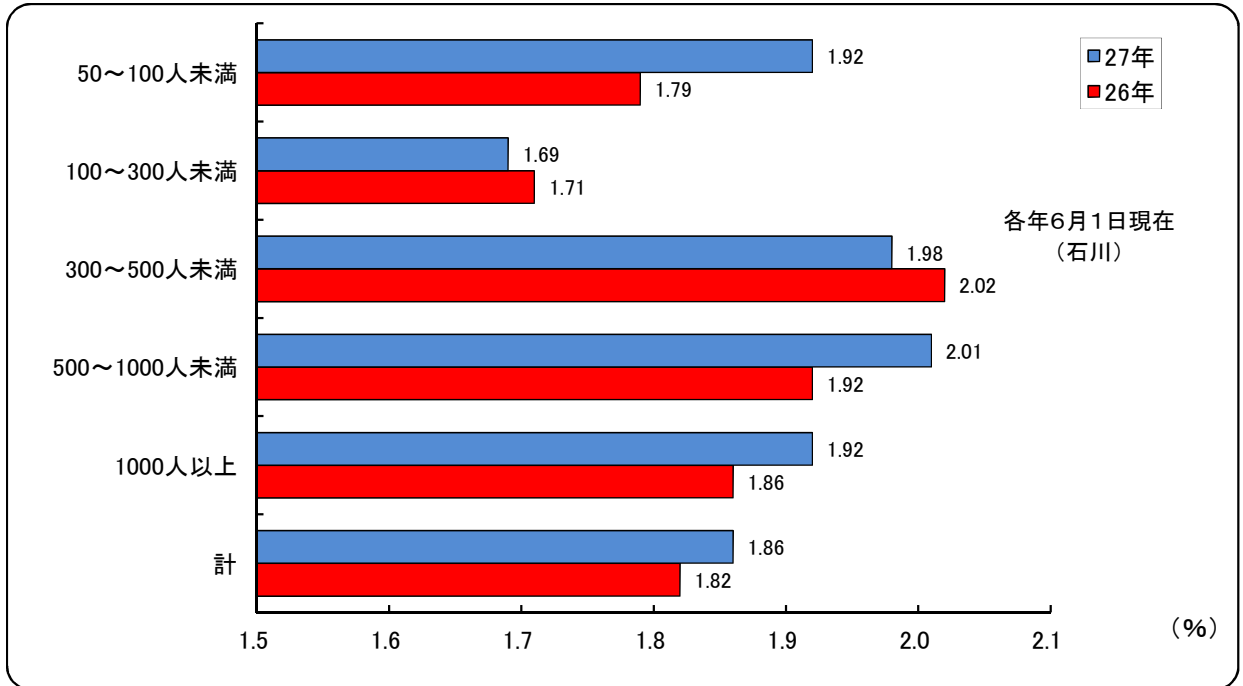
(資料出所:石川労働局職業安定部職業対策課)

一般の民間企業における障害者雇用率・達成企業割合の推移[第9表-第1図]



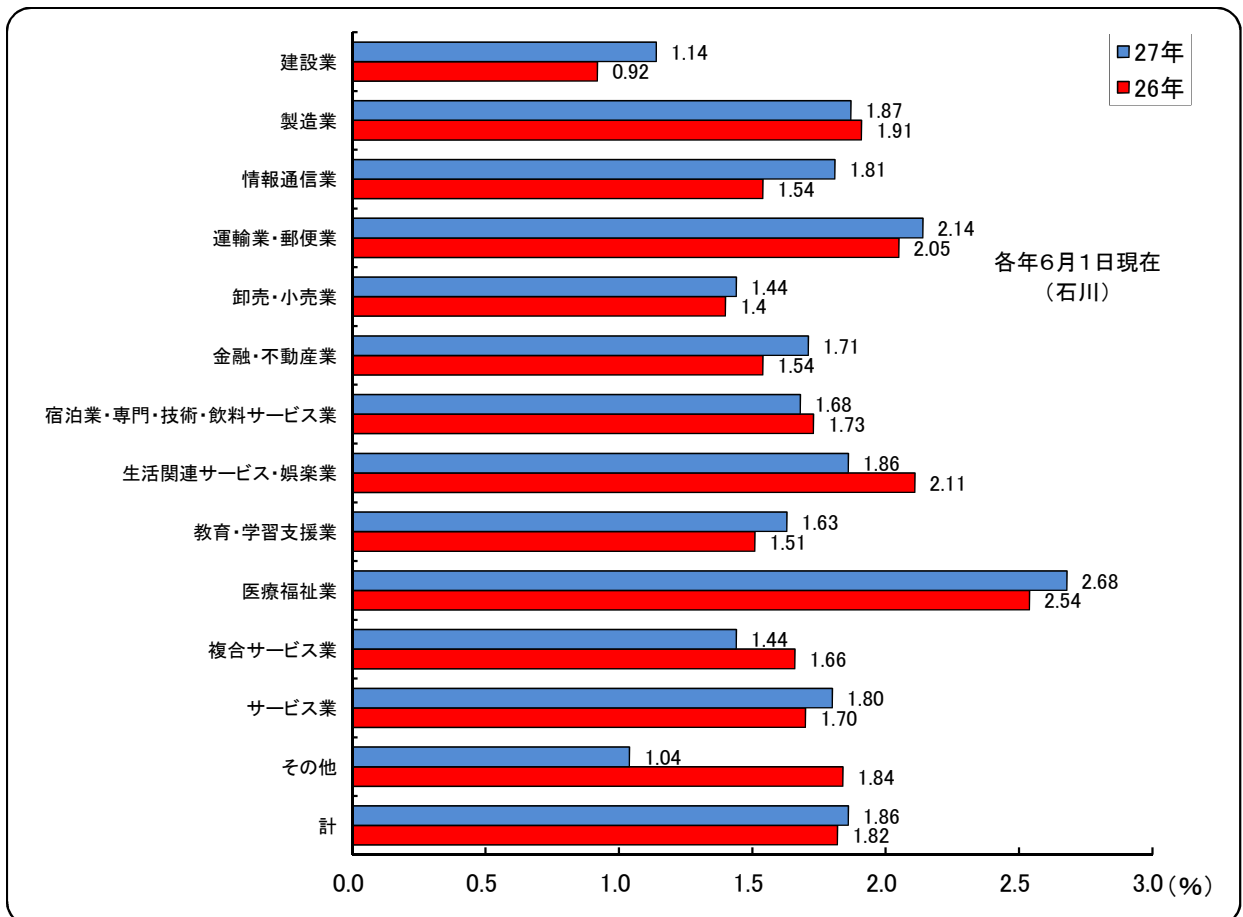
(資料出所:石川労働局職業安定部職業対策課)

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況〔第9表-第2図〕



(資料出所：石川労働局職業安定部職業対策課)

一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況〔第9表-第3図〕



(資料出所：石川労働局職業安定部職業対策課)

2 地方公共団体における雇用状況(法定雇用率2.3%の機関)

① 概況【第10表】

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者数				④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率達成機関の割合	全国		
			A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者			E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)	実雇用率	法定雇用率達成機関の割合
26年度	33	15,228.0	85	191	0	5	363.5	2.39	97.0	2.42	83.6
27年度	34	15,229.5	92	180	2	8	370.0	2.43	97.1	2.45	87.0

② 障害種別雇用状況【第11表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
26年度	363.5	85	180	0	5	352.5	0	1	0	0	1.0	10	0	10.0
27年度	370.0	92	167	2	6	356.0	0	3	0	0	3.0	10	2	11.0

〔2①表【第10表】の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(以下、「基礎職員数」という。)」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。また、平成23年調査から基礎職員数に短時間勤務職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)が1人を0.5人に相当するものとして算定されることになった。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、23年調査から、短時間勤務職員である重度以外の身体障害者、知的障害者が実雇用率に算定されることになった。
- 3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

〔2②表【第11表】の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

3 地方公共団体における雇用状況(法定雇用率2.2%の機関)

① 概況【第12表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合	全国	
			A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成機関の 割合
26年度	3	7,151.5	28	101	1	1	158.5	2.22	100.0	2.09	66.7
27年度	3	7,089.0	26	104	1	1	157.5	2.22	100.0	2.15	73.9

② 障害種別雇用状況【第13表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
26年度	158.5	28	96	1	1	153.5	0	0	0	0	0.0	5	0	5.0
27年度	157.5	26	99	1	1	152.5	0	0	0	0	0.0	5	0	5.0

〔3①表【第12表】の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(以下、「基礎職員数」という。)」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。また、平成23年調査から基礎職員数に短時間勤務職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)が1人を0.5人に相当するものとして算定されることになった。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、23年調査から、短時間勤務職員である重度以外の身体障害者、知的障害者が実雇用率に算定されることになった。
- 3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

〔3②表【第13表】の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 地方公共団体における障害者雇用状況一覧(法定雇用率2.3%の機関)

平成27年6月1日現在

	機 関 名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	障害者計	実雇用率	法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数	備考
1	石川県	4,367.0	101.0	2.31	0	
2	石川県警察本部	327.0	7.0	2.14	0	
3	金沢市	2,212.0	51.0	2.31	0	
4	七尾市	873.5	22.0	2.52	0	
5	小松市	721.0	18.0	2.50	0	
6	輪島市	442.5	11.0	2.49	0	
7	珠洲市	260.0	7.0	2.69	0	
8	加賀市	693.5	15.0	2.16	0	
9	羽咋市	157.0	3.0	1.91	0	
10	白山市	738.0	19.0	2.57	0	
11	かほく市	337.5	7.0	2.07	0	
12	能美市	425.5	9.0	2.12	0	
13	野々市市	237.0	5.0	2.11	0	
14	川北町	61.0	1.0	1.64	0	
15	津幡町	234.5	6.0	2.56	0	
16	内灘町	172.0	5.0	2.91	0	
17	志賀町	239.0	6.0	2.51	0	
18	宝達志水町	196.0	4.0	2.04	0	
19	中能登町	157.0	2.0	1.27	1	注4
20	穴水町	234.0	8.0	3.42	0	
21	能登町	310.0	8.0	2.58	0	
22	七尾市教育委員会	190.5	6.0	3.15	0	
23	輪島市教育委員会	96.5	5.0	5.18	0	
24	加賀市教育委員会	127.5	3.0	2.35	0	
25	白山市教育委員会	108.0	2.0	1.85	0	
26	かほく市教育委員会	107.0	3.0	2.80	0	
27	能美市教育委員会	166.5	3.0	1.80	0	
28	野々市市教育委員会	62.0	1.0	1.61	0	
29	津幡町教育委員会	86.0	4.0	4.65	0	
30	内灘町教育委員会	60.0	3.0	5.00	0	
31	能登町教育委員会	47.0	1.0	2.13	0	
32	白山石川医療企業団	370.5	13.0	3.51	0	
33	羽咋郡市広域圏事務組合	170.5	3.0	1.76	0	
34	金沢市企業局	242.5	8.0	3.30	0	
	合 計	15,229.5	370.0	2.43	1	

注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(以下、「基礎職員数」という。))とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 「障害者計」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 「法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数」とは、算定の基礎となる職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者計の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 中能登町においては、10月1日現在において障害者の数3人、実雇用率1.90%、不足数0人となっている。

5 地方公共団体における障害者雇用状況一覧(法定雇用率2.2%の機関)

平成27年6月1日現在

	機 関 名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	障害者計	実雇用率	法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数	備考
1	石川県教育委員会	6,384.0	140.0	2.19	0	
2	金沢市教育委員会	495.0	12.0	2.42	0	
3	小松市教育委員会	210.0	5.5	2.62	0	
	合 計	7,089.0	157.5	2.22	0	

注 1

「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(以下、「基礎職員数」という。))とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 「障害者計」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 「法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数」とは、算定の基礎となる職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者計の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第16表

6 地方独立行政法人における障害者雇用状況一覧(法定雇用率2.3%)

平成27年6月1日現在

	機 関 名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者計	実雇用率	法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数	備考
1	石川県公立大学法人	157.0	4.0	2.55	0	
2	公立大学法人 金沢美術工芸大学	55.5	0.0	0.00	1	注4
	合 計	212.5	4.0	1.88	1	

注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 「障害者計」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数」とは、算定の基礎となる労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者計の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 公立大学法人金沢美術工芸大学においては、10月31日現在において障害者の数2人、実雇用率3.54%、不足数0人となっている。